

令和5年4月1日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から14日間、周南市役所建設部道路課において一般の縦覧に供する。

周南市長 藤井律子



記

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	幅員(m) 最小 最大	区域延長(m)
市道	遠石馬屋線	国道2号～大迫田代々木線～県道下松新南陽線	14.40 22.30	1,300
市道	大迫田代々木線	市道遠石馬屋線～周南緑地運動公園	15.90 20.90	300
市道	徳山停車場線	徳山停車場線～周南市役所	24.90 46.70	90
市道	此原埜線	国道2号～下松田布施線	9.60 17.20	570
市道	徳山港線	県道徳山港線～周南土木建築事務所	15.00 15.00	200
市道	柏原線	国道315号～周南市北消防署	4.50 28.00	100

道路 の 種類	路 線 名	占用を制限する区域	幅員 (m) 最小 最大	区域延 長 (m)
市道	周陽孝田線	市道周陽楠木線～徳山中央病院	8.80 11.10	490
市道	周陽楠木線	市道周陽孝田線～周南市東消防署	8.30 18.60	60
市道	岡田原築港 線	県道下松新南陽線～臨港道路港港湾線	13.80 37.20	600
市道	櫛浜久米線	県道下松新南陽線～市道流田線	9.80 29.40	100
市道	乗兼阿弥陀 線	国道 2 号～KRY 山口放送	3.50 32.40	300
市道	宮ノ前線	県道下松新南陽線～県道徳山新南陽線	3.35 34.40	400
市道	環状線	県道徳山新南陽線～日本通運株式会社野村倉庫	2.00 35.15	150
市道	桶川線	県道下松新南陽線～市道清水二丁目 1 号線	15.08 27.15	160
市道	流田線	市道櫛浜久米線～市道田中 3 号線	4.10 9.10	70
市道	田中 3 号線	市道流田線～中国電力ネットワークセンター	4.80 9.80	60

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	幅員(m) 最小 最大	区域延長(m)
市道	清水二丁目 1号線	市道桶川線～新南陽駅	3.58 15.06	30
市道	築港町3号 線	県道徳山新南陽線～周南港湾管理事務所	15.00	100

2 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（4の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日